

4 時効完成の効力

1. 時効の援用

「援用」とは、簡単に言うと「利用」のことである。例えば、AがBに100万円を貸したまま10年が経過しても、その100万円の債権は自動的に消滅しない。Bの方から「10年たっているので支払わない」などと、時効を利用する旨を主張する必要がある。これを**時効の援用**という。

2. 時効の放棄

時効完成后に、時効の利益を受けることを希望しない者は、放棄をすることができる。ただし、**時効完成前に放棄することはできない**。

また、**時効の完成を知らないで債務を承認**した場合も、相手の期待を保護するために、**援用することができなくなる**。



これでヒッパツ！

- ☐ 取得時効期間は、占有開始の状態が**善意無過失**なら**10年**、**悪意または善意有過失**なら**20年**である。
- ☐ 消滅時効期間は、**債権**の場合**10年**である。
- ☐ 時効期間は、債権者から**請求**をするか、債務者から**承認**をすれば、**中断する**。
- ☐ **時効の完成前**に、時効の利益を**放棄することはできない**。
- ☐ **時効の完成を知らずに債務を承認**した場合も**援用することはできない**。